

条例の改正に伴う旧・新対照表

| | |
|--|----|
| ○ 舞鶴市市税条例 | 1 |
| ○ 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年条例第 38 号) | 2 |
| ○ 舞鶴市特別会計条例(第 13 号議案関係) | 14 |
| ○ 舞鶴市土地開発基金条例 | 15 |
| ○ 舞鶴市特別職報酬等審議会条例(第 14 号議案関係) | 16 |
| ○ 舞鶴市の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例 | 17 |
| ○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例 | 19 |
| ○ 舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例 | 20 |
| ○ 舞鶴市特別職報酬等審議会条例(第 16 号議案関係) | 23 |
| ○ 舞鶴市職員倫理条例 | 24 |
| ○ 舞鶴市消防長及び消防署長の資格を定める条例 | 25 |
| ○ 舞鶴市個人情報保護条例 | 26 |
| ○ 舞鶴市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成 27 年条例第 29 号) | 27 |
| ○ 舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会条例 | 29 |
| ○ 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 | 30 |
| ○ 舞鶴市働く場の創出企業立地促進条例 | 31 |
| ○ 舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例 | 33 |

| | |
|---|-----|
| ○ 舞鶴市工場立地法に基づく準則を定める条例 | 37 |
| ○ 舞鶴市国民健康保険条例 | 38 |
| ○ 有本千壽子基金条例 | 43 |
| ○ 舞鶴市老人デイサービスセンター条例 | 44 |
| ○ 舞鶴市介護保険条例 | 45 |
| ○ 舞鶴市保健センター条例 | 48 |
| ○ 舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 | 49 |
| ○ 舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例 | 87 |
| ○ 舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例 | 89 |
| ○ 舞鶴市道路占用料条例 | 91 |
| ○ 舞鶴市都市公園条例(第1条関係) | 92 |
| ○ 舞鶴市都市公園条例(第2条関係) | 98 |
| ○ 市営住宅管理条例 | 100 |
| ○ 舞鶴市水道事業給水条例 | 101 |
| ○ 舞鶴市特別会計条例(第36号議案関係) | 103 |
| ○ 重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例 | 104 |
| ○ 舞鶴市公設浄化槽条例 | 105 |

廃止する条例

| | |
|---|-----|
| ○ 舞鶴市分譲住宅条例 | 106 |
| ○ 舞鶴市養護老人ホーム設置条例 | 107 |
| ○ 舞鶴市水道事業審議会条例 | 108 |
| ○ 舞鶴市簡易水道事業設置条例 | 109 |
| ○ 舞鶴市簡易水道施設建設改良基金条例 | 110 |
| ○ 舞鶴市簡易水道事業給水条例 | 111 |
| ○ 舞鶴市簡易水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する 条例 | 113 |

舞鶴市市税条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>附 則 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第4条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条及び第35条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2及び3 (略)</p> | <p>附 則 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第4条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条及び第35条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2及び3 (略) 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p> |

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第38号)旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p><u>(舞鶴市市税条例の一部改正)</u> 第1条 舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。 (略) 附則第7条の3第8項第5号中「費用」の右に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。</p> | <p><u>(舞鶴市市税条例の一部改正)</u> 第1条 舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。 (略) 附則第7条の3第8項第5号中「費用」の右に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。 <u>附則第13条第1項中「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。</u> <u>第1条の2 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。</u> <u>第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> <u>第19条中「」、第53条の8、第67条」の右に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| | <p><u>第 35 条中「100 分の 12.1」を「100 分の 8.4」に改める。</u></p> <p><u>第 80 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。</u></p> <p><u>軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p><u>第 80 条第 3 項中「第 443 条第 1 項」を「第 445 条第 1 項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第 1 項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。</u></p> <p><u>第 80 条の 2 を削る。</u></p> <p><u>第 81 条を次のように改める。</u></p> <p><u>(軽自動車税のみなす課税)</u></p> <p><u>第 81 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| | <p><u>両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)</u>には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 <u>法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>第81条の次に次の7条を加える。</u> (日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p> <p><u>第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p>(1) <u>救急用のもの</u> (2) <u>巡回診療用のもの</u> (3) <u>その他市長が認めるもの</u> (環境性能割の課税標準)</p> <p><u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> (環境性能割の税率)</p> <p><u>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p>(1) <u>法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u> (2) <u>法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u> (3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> (環境性能割の徴収の方法)</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| | <p><u>第 81 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第 81 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 3 輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告しなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p><u>3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u></p> <p><u>第 81 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 90 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等(3 輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u> <u>第 82 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第 1 号ア及びイ中「年額 2,000 円」を「年</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p>額 2,000 円」に改め、同号ウ中「年額 2,400 円」を「年額 2,400 円」に改め、同号エ中「年額 3,700 円」を「年額 3,700 円」に改め、 <u>同条第 2 号ア中</u> <u>「2 輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600 円</u> <u>3 輪のもの 年額 3,900 円</u> <u>4 輪以上のもの</u> <u>乗用のもの</u> <u>営業用 年額 6,900 円</u> <u>自家用 年額 10,800 円</u> <u>貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3,800 円</u> <u>自家用 年額 5,000 円</u> ↓</p> <p><u>を</u> <u>「(ア) 2 輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600 円</u> <u>(イ) 3 輪のもの 年額 3,900 円</u> <u>(ウ) 4 輪以上のもの</u> <u>a 乗用のもの</u> <u>営業用 年額 6,900 円</u> <u>自家用 年額 10,800 円</u> <u>b 貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3,800 円</u> <u>自家用 年額 5,000 円</u> ↓</p> <p><u>に改め、同号イ中</u> <u>「農耕作業用のもの 年額 2,000 円</u> <u>その他のもの 年額 5,900 円</u> ↓</p> <p><u>を</u> <u>「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000 円</u> <u>(イ) その他のもの 年額 5,900 円</u> ↓</p> <p><u>に改め、同条第 3 号中「年額 6,000 円」を「年額 6,000 円」に改</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| | <p>める。</p> <p><u>第 83 条(見出しを含む。)及び第 85 条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p> <p><u>第 87 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 80 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。</u></p> <p><u>第 88 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 80 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。</u></p> <p><u>第 89 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の右に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p> <p><u>第 90 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「掲げる軽自動車等」の右に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 4 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p> <p><u>第 91 条第 2 項中「第 443 条」を「第 445 条」に、「第 80 条の 2」を「第 81 条の 2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p> <p><u>附則第 12 条の次に次の 5 条を加える。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第 12 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、府が、自動車税の環境性能割の</u></p> |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | |
|-------|--|------------|----------|------------|-------|----------|----------|-------|----------|----------|
| | <p><u>賦課徴収の例により、行うものとする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> <p><u>第 12 条の 3 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p><u>第 12 条の 4 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「府知事」とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p><u>第 12 条の 5 市は、府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として府に交付する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><u>第 12 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1189 963 1924 1082"> <tbody> <tr> <td>第 1 号</td> <td>100 分の 1</td> <td>100 分の 0.5</td> </tr> <tr> <td>第 2 号</td> <td>100 分の 2</td> <td>100 分の 1</td> </tr> <tr> <td>第 3 号</td> <td>100 分の 3</td> <td>100 分の 2</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。</u> <u>附則第 13 条の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</u></p> | 第 1 号 | 100 分の 1 | 100 分の 0.5 | 第 2 号 | 100 分の 2 | 100 分の 1 | 第 3 号 | 100 分の 3 | 100 分の 2 |
| 第 1 号 | 100 分の 1 | 100 分の 0.5 | | | | | | | | |
| 第 2 号 | 100 分の 2 | 100 分の 1 | | | | | | | | |
| 第 3 号 | 100 分の 3 | 100 分の 2 | | | | | | | | |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|--|--|-----------------|---------|---------|------------------|---------|---------|----------|----------|------------------|---------|---------|---------|---------|----------|--------|--|-----------------------|-----------|--------------------------------------|
| | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>第 2 号ア(イ)</td> <td>3,900 円</td> <td>4,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 号ア(ウ)a</td> <td>6,900 円</td> <td>8,200 円</td> </tr> <tr> <td>10,800 円</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 号ア(ウ)b</td> <td>3,800 円</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>5,000 円</td> <td>6,000 円</td> </tr> </table> | | | 第 2 号ア(イ) | 3,900 円 | 4,600 円 | 第 2 号ア(ウ)a | 6,900 円 | 8,200 円 | 10,800 円 | 12,900 円 | 第 2 号ア(ウ)b | 3,800 円 | 4,500 円 | 5,000 円 | 6,000 円 | | | | | | |
| 第 2 号ア(イ) | 3,900 円 | 4,600 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 2 号ア(ウ)a | 6,900 円 | 8,200 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10,800 円 | 12,900 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 2 号ア(ウ)b | 3,800 円 | 4,500 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5,000 円 | 6,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>附則第 13 条第 2 項から第 4 項までを削る。</p> <p>(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第 1 条の 3 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第 18 項中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、「新条例第 82 条及び新条例」を「舞鶴市市税条例第 82 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>第 82 条第 2 号ア(イ)</td> <td>3,900 円</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 82 条第 2 号ア(ウ)a</td> <td>6,900 円</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>10,800 円</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 82 条第 2 号ア(ウ)b</td> <td>3,800 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>5,000 円</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>附則第 13 条</td> <td>第 82 条</td> <td>舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。)附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条</td> </tr> <tr> <td>附則第 13 条の表第 2 号ア(イ)の項</td> <td>第 2 号ア(イ)</td> <td>平成 26 年改正条例附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第</td> </tr> </table> | | | 第 82 条第 2 号ア(イ) | 3,900 円 | 3,100 円 | 第 82 条第 2 号ア(ウ)a | 6,900 円 | 5,500 円 | 10,800 円 | 7,200 円 | 第 82 条第 2 号ア(ウ)b | 3,800 円 | 3,000 円 | 5,000 円 | 4,000 円 | 附則第 13 条 | 第 82 条 | 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。)附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条 | 附則第 13 条の表第 2 号ア(イ)の項 | 第 2 号ア(イ) | 平成 26 年改正条例附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 |
| 第 82 条第 2 号ア(イ) | 3,900 円 | 3,100 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 82 条第 2 号ア(ウ)a | 6,900 円 | 5,500 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10,800 円 | 7,200 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 82 条第 2 号ア(ウ)b | 3,800 円 | 3,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5,000 円 | 4,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 附則第 13 条 | 第 82 条 | 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。)附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 附則第 13 条の表第 2 号ア(イ)の項 | 第 2 号ア(イ) | 平成 26 年改正条例附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | 新 | | | |
|---|--|---|---|--|
| <p>(舞鶴市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第 2 条 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 27 年条例第 31 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第 13 項の表第 98 条第 1 項の項中「第 34 号の 2 様式」を「施行規則第 34 号の 2 様式」に改め、「第 1 条の規定」を削り、同表第 98 条第 2 項の項中「第 34 号の 2 の 2 様式」を「施行規則第 34 号の 2 の 2 様式」に改め、同表第 98 条第 3 項の項中「第 34 号の 2 の 6 様式」を「施行規則第 34 号の 2 の 6 様式」に改め、同表第 98 条第 4 項の項中「第 34 号の 2 様式」を「施行規則第 34 号の 2 様式」に改める。</p> <p>附則第 17 項中「、新条例」を「、舞鶴市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)、」を削り、同表第 100 条の 2 の項中「第 100 条の 2」を「第 100 条の 2 第 1 項」に改める。</p> | | 3,900 円 | 82 条第 2 号ア(イ) 3,100 円 | |
| | 附則第 13 条の表第 2 号ア(ウ)a の項 | 第 2 号ア(ウ)a | 平成 26 年改正条例附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ)a | |
| | | 6,900 円 | 5,500 円 | |
| | | 10,800 円 | 7,200 円 | |
| | 附則第 13 条の表第 2 号ア(ウ)b の項 | 第 2 号ア(ウ)b | 平成 26 年改正条例附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ)b | |
| | | 3,800 円 | 3,000 円 | |
| | | 5,000 円 | 4,000 円 | |
| | <p>(舞鶴市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第 2 条 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 27 年条例第 31 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第 13 項の表第 98 条第 1 項の項中「第 34 号の 2 様式」を「施行規則第 34 号の 2 様式」に改め、「第 1 条の規定」を削り、同表第 98 条第 2 項の項中「第 34 号の 2 の 2 様式」を「施行規則第 34 号の 2 の 2 様式」に改め、同表第 98 条第 3 項の項中「第 34 号の 2 の 6 様式」を「施行規則第 34 号の 2 の 6 様式」に改め、同表第 98 条第 4 項の項中「第 34 号の 2 様式」を「施行規則第 34 号の 2 様式」に改める。</p> <p>附則第 17 項中「、新条例」を「、舞鶴市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)、」を削り、「<u>第 98 条第 1 項</u>」を「<u>第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項</u>」に改め、同表第 100 条の 2 の項中「第</p> | | | |
| | | 第 2 条 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 27 年条例第 31 号)の一部を次のように改正する。 <p>附則第 13 項の表第 98 条第 1 項の項中「第 34 号の 2 様式」を「施行規則第 34 号の 2 様式」に改め、「第 1 条の規定」を削り、同表第 98 条第 2 項の項中「第 34 号の 2 の 2 様式」を「施行規則第 34 号の 2 の 2 様式」に改め、同表第 98 条第 3 項の項中「第 34 号の 2 の 6 様式」を「施行規則第 34 号の 2 の 6 様式」に改め、同表第 98 条第 4 項の項中「第 34 号の 2 様式」を「施行規則第 34 号の 2 様式」に改める。</p> <p>附則第 17 項中「、新条例」を「、舞鶴市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)、」を削り、「<u>第 98 条第 1 項</u>」を「<u>第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項</u>」に改め、同表第 100 条の 2 の項中「第</p> | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 附則第 13 項の表第 2 号ア(ウ)a の項 | | 第 2 号ア(ウ)a | 平成 26 年改正条例附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ)a | |
| | | 6,900 円 | 5,500 円 | |
| | | 10,800 円 | 7,200 円 | |
| 附則第 13 条の表第 2 号ア(ウ)b の項 | | 第 2 号ア(ウ)b | 平成 26 年改正条例附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ)b | |
| | | 3,800 円 | 3,000 円 | |
| | | 5,000 円 | 4,000 円 | |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>附則第 20 項の表附則第 17 項の表第 100 条の 2 の項の項、附則第 22 項の表附則第 17 項の表第 100 条の 2 の項の項及び附則第 24 項の表第 100 条の 2 の項の項中「第 100 条の 2」を「第 100 条の 2 第 1 項」に改める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第 1 条中舞鶴市市税条例第 19 条、第 43 条、第 48 条及び第 50 条の改正規定並びに第 2 条中舞鶴市市税条例の一部を改正する条例附則第 17 項の改正規定(「、新条例」を「、舞鶴市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次項及び附則第 4 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日</p> <p><u>(2) 第 1 条中舞鶴市市税条例附則第 3 条の改正規定及び附則第 3 項の規定 平成 30 年 1 月 1 日</u></p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>2 第 1 条の規定による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)第 43 条第 4 項の規定は、前項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第 43 条第 2 項に規定する納期限が到来する個人の市</p> | <p>100 条の 2」を「第 100 条の 2 第 1 項」に改める。</p> <p>附則第 20 項の表附則第 17 項の表第 100 条の 2 の項の項、附則第 22 項の表附則第 17 項の表第 100 条の 2 の項の項及び附則第 24 項の表第 100 条の 2 の項の項中「第 100 条の 2」を「第 100 条の 2 第 1 項」に改める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第 1 条中舞鶴市市税条例第 19 条、第 43 条、第 48 条及び第 50 条の改正規定並びに第 2 条中舞鶴市市税条例の一部を改正する条例附則第 17 項の改正規定(「、新条例」を「、舞鶴市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次項及び附則第 4 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日</p> <p><u>(2) 第 1 条中舞鶴市市税条例附則第 13 条の改正規定及び附則第 13 項の規定 平成 29 年 4 月 1 日</u></p> <p><u>(3) 第 1 条中舞鶴市市税条例附則第 3 条の改正規定及び附則第 3 項の規定 平成 30 年 1 月 1 日</u></p> <p><u>(4) 第 1 条の 2 及び第 1 条の 3 の規定並びに第 2 条中舞鶴市市税条例の一部を改正する条例附則第 17 項の表第 19 条第 3 号の項の改正規定(「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める部分に限る。)並びに附則第 5 項、第 14 項及び第 15 項の規定 平成 31 年 10 月 1 日</u></p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>2 第 1 条の規定による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)第 43 条第 4 項の規定は、前項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第 43 条第 2 項に規定する納期限が到来する個人の市</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>民税に係る延滞金について適用する。</p> <p>3 新条例附則第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。</p> <p>4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。</p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>6 新条例附則第7条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>7 新条例附則第7条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>8 新条例附則第7条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に</p> | <p>民税に係る延滞金について適用する。</p> <p>3 新条例附則第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。</p> <p>4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。</p> <p>5 <u>第1条の2の規定による改正後の舞鶴市市税条例(附則第14項及び第15項において「31年新条例」という。)第35条の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>7 新条例附則第7条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>8 新条例附則第7条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>9 新条例附則第7条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>9 新条例附則第 7 条の 2 第 11 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>10 新条例附則第 7 条の 2 第 13 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 42 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>11 新条例附則第 7 条の 3 第 8 項第 5 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に改修される新法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> | <p>新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>10 新条例附則第 7 条の 2 第 11 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>11 新条例附則第 7 条の 2 第 13 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 42 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>12 新条例附則第 7 条の 3 第 8 項第 5 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に改修される新法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。 <u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p>13 <u>新条例附則第 13 条の規定は、平成 29 年度分の軽自動車税について適用する。</u></p> <p>14 <u>31 年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第 1 項第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</u></p> <p>15 <u>31 年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 32 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 31 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</u></p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p> |

舞鶴市特別会計条例旧新対照表(第13号議案関係)

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>土地建物造成事業会計</u> <u>土地建物造成事業</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>改正附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> |

舞鶴市土地開発基金条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(運用益金の整理) 第6条 基金の運用から生ずる収益は、<u>土地建物造成事業会計歳入歳出予算</u>に計上して整理する。</p> | <p>(運用益金の整理) 第6条 基金の運用から生ずる収益は、<u>一般会計歳入歳出予算</u>に計上して整理する。 改正附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> |

舞鶴市特別職報酬等審議会条例旧新対照表(第14号議案関係)

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市長の諮問に応じ、議員報酬等の額</u>について審議するため、舞鶴市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条</p> <p>市長は、<u>議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額</u>に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、<u>当該議員報酬等の額</u>について審議会の意見を聴くものとする。</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料(以下「特別職報酬等」という。)</u>の額について審議するため、舞鶴市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項等)</p> <p>第2条 <u>審議会は、市長の諮問に応じ、特別職報酬等の額について審議する。</u></p> <p>2 市長は、<u>特別職報酬等の額</u>に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、<u>当該特別職報酬等の額</u>について審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> |

舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>舞鶴市の<u>特別職の職員で常勤のもの</u>給与に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>次の各号に掲げる舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの</u>(以下「<u>特別職の職員</u>」という。)の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>市長</u> (2) <u>副市長</u> (給与の種類)</p> <p>第2条 <u>特別職の職員</u>の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当とする。 (給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「<u>特別職の職員</u>」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1から4まで (略) (給与の特例)</p> | <p>舞鶴市の<u>市長及び副市長</u>の給与に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、舞鶴市の<u>市長及び副市長</u>の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(削除) (削除) (給与の種類)</p> <p>第2条 <u>市長及び副市長</u>の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当とする。 (給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「<u>市長及び副市長</u>」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1から4まで (略) (給与の特例)</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>5 <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間</u>、第3条の規定にかかわらず、市長の給料月額が918,000円とし、副市長の給料月額は756,000円とする。</p> <p>6から12まで (略)</p> <p>(期末手当に関する特例措置)</p> <p>13 <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間</u>に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額の合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額の合計額」とする。</p> | <p>5 <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間</u>、第3条の規定にかかわらず、市長の給料月額が918,000円とし、副市長の給料月額は756,000円とする。</p> <p>6から12まで (略)</p> <p>(期末手当に関する特例措置)</p> <p>13 <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間</u>に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額の合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額の合計額」とする。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> |

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>附 則 1から4まで (略) (給料の特例)</p> <p>5 <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間</u>、第3条の規定にかかわらず、教育長の給料月額が666,000円とする。 (期末手当に関する特例)</p> <p>6 <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については</u>、同項中「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額の合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額の合計額」とする。</p> | <p>附 則 1から4まで (略) (給料の特例)</p> <p>5 <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間</u>、第3条の規定にかかわらず、教育長の給料月額が666,000円とする。 (期末手当に関する特例)</p> <p>6 <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については</u>、同項中「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額の合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額の合計額」とする。</p> <p>改正附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> |

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) <u>企画管理部</u></p> <p>(2) <u>総務部</u></p> <p>(3) <u>市民文化環境部</u></p> <p>(4) <u>福祉部</u></p> <p>(5) <u>健康・子ども部</u></p> <p>(6) <u>産業振興部</u></p> <p>(7) <u>建設部</u></p> <p>(8) <u>上下水道部</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 <u>部</u>の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>企画管理部</u></p> <p>ア <u>市の危機管理の総括に関すること。</u></p> <p>イ <u>秘書、広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>ウ <u>市政の総合的な企画及び調整に関すること。</u></p> <p>エ <u>行財政改革の総合調整に関すること。</u></p> <p>オ <u>職員に関すること。</u></p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の<u>公室及び部</u>を置く。</p> <p>(1) <u>市長公室</u></p> <p>(2) <u>政策推進部</u></p> <p>(3) <u>総務部</u></p> <p>(4) <u>市民文化環境部</u></p> <p>(5) <u>福祉部</u></p> <p>(6) <u>健康・子ども部</u></p> <p>(7) <u>産業振興部</u></p> <p>(8) <u>建設部</u></p> <p>(9) <u>上下水道部</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 <u>公室及び部</u>の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市長公室</u></p> <p>ア <u>市の危機管理の総括に関すること。</u></p> <p>イ <u>秘書、広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>ウ <u>職員に関すること。</u></p> <p>(2) <u>政策推進部</u></p> <p>ア <u>市政の総合的な企画及び調整に関すること。</u></p> <p>イ <u>行財政改革の総合調整に関すること。</u></p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(2) 総務部</p> <p>ア 工事検査並びに技術指導及び調整に関すること。</p> <p>イ 契約に関すること。</p> <p>ウ 議会及び市の行政一般に関すること。</p> <p>エ 統計に関すること。</p> <p><u>オ 財政に関すること。</u></p> <p><u>カ 財産管理に関すること。</u></p> <p><u>キ 債権管理に関すること。</u></p> <p><u>ク 市税に関すること。</u></p> <p><u>ケ 電子情報化に関すること。</u></p> <p>(3) 市民文化環境部</p> <p>アからクまで (略)</p> <p>(4) 福祉部</p> <p>アからカまで (略)</p> <p>(5) 健康・子ども部</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>(6) 産業振興部</p> <p>アからカまで (略)</p> <p>(7) 建設部</p> <p>アからオまで (略)</p> <p>(8) 上下水道部</p> <p>ア (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 <u>部</u>の内部組織、分掌事務その他必要な事項は、市長が別に定める。</p> | <p><u>ウ 財政に関すること。</u></p> <p>(3) 総務部</p> <p>ア 工事検査並びに技術指導及び調整に関すること。</p> <p>イ 契約に関すること。</p> <p>ウ 議会及び市の行政一般に関すること。</p> <p>エ 統計に関すること。</p> <p>(削除)</p> <p><u>オ 財産管理に関すること。</u></p> <p><u>カ 債権管理に関すること。</u></p> <p><u>キ 市税に関すること。</u></p> <p><u>ク 電子情報化に関すること。</u></p> <p>(4) 市民文化環境部</p> <p>アからクまで (略)</p> <p>(5) 福祉部</p> <p>アからカまで (略)</p> <p>(6) 健康・子ども部</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>(7) 産業振興部</p> <p>アからカまで (略)</p> <p>(8) 建設部</p> <p>アからオまで (略)</p> <p>(9) 上下水道部</p> <p>ア (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 <u>公室及び部</u>の内部組織、分掌事務その他必要な事項は、市長が別に定める。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--------------------------------|
| | 改正附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 |

舞鶴市特別職報酬等審議会条例旧新対照表(第16号議案関係)

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>(庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>企画管理部</u>において処理する。</p> | <p>(庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>市長公室</u>において処理する。 改正附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> |

舞鶴市職員倫理条例新旧対照表

| 旧 | | 新 | |
|----------------|---|--------------------------------|---|
| 別表(第8条関係) | | 別表(第8条関係) | |
| 組織等の区分 | 倫理監督者 | 組織等の区分 | 倫理監督者 |
| 市長の事務部局 | 舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例(平成15年条例第21号)第1条に規定する部の部長 会計管理者 | 市長の事務部局 | 舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例(平成15年条例第21号)第1条に規定する公室及び部の長 会計管理者 |
| 市立舞鶴市民病院 | 市立舞鶴市民病院の組織等に関する規程(昭和39年市立舞鶴市民病院規程第1号)第9条に規定する病院長及び管理部長 | 市立舞鶴市民病院 | 市立舞鶴市民病院の組織等に関する規程(昭和39年市立舞鶴市民病院規程第1号)第9条に規定する病院長及び管理部長 |
| 上下水道部 | 上下水道部長 | 上下水道部 | 上下水道部長 |
| 消防本部及び消防署の事務部局 | 消防長が指定する者 | 消防本部及び消防署の事務部局 | 消防長が指定する者 |
| 教育委員会事務局 | 舞鶴市教育委員会基本規則(昭和38年教育委員会規則第4号)第12条に規定する部の部長 | 教育委員会事務局 | 舞鶴市教育委員会基本規則(昭和38年教育委員会規則第4号)第12条に規定する部の長 |
| 監査委員事務局 | 事務局長 | 監査委員事務局 | 事務局長 |
| 選挙管理委員会事務局 | 事務局長 | 選挙管理委員会事務局 | 事務局長 |
| 公平委員会事務局 | 事務局長 | 公平委員会事務局 | 事務局長 |
| 農業委員会事務局 | 事務局長 | 農業委員会事務局 | 事務局長 |
| 議会事務局 | 事務局長 | 議会事務局 | 事務局長 |
| | | 改正附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 | |

舞鶴市消防長及び消防署長の資格を定める条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>(消防長の資格)</p> <p>第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 舞鶴市の行政事務に従事した者で、舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例(平成15年条例第21号)第1条に規定する部の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。</p> | <p>(消防長の資格)</p> <p>第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 舞鶴市の行政事務に従事した者で、舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例(平成15年条例第21号)第1条に規定する<u>公室及び部</u>の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> |

舞鶴市個人情報保護条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(利用停止請求権)</p> <p>第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第6条第1項及び第2項の規定に違反して保有されているとき、第11条第1項及び第2項若しくは第11条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> | <p>(利用停止請求権)</p> <p>第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第6条第1項及び第2項の規定に違反して保有されているとき、第11条第1項及び第2項若しくは第11条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>改正附則 この条例は、平成29年5月30日から施行する。</p> |

舞鶴市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年条例第29号)旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>舞鶴市個人情報保護条例の一部を改正する条例 舞鶴市個人情報保護条例(平成16年条例第24号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第35条」を「第35条の2」に改める。 第2条に次の3項を加える。</p> <p>7 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。</p> <p>9 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。 第11条第1項中「保有個人情報」の右に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。</p> <p>(略)</p> <p>第35条中「基づく保有個人情報」の右に「(情報提供等記録を除く。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。 (情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第35条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者<u>又は情報提供者</u>(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに</p> | <p>舞鶴市個人情報保護条例の一部を改正する条例 舞鶴市個人情報保護条例(平成16年条例第24号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第35条」を「第35条の2」に改める。 第2条に次の3項を加える。</p> <p>7 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。</p> <p>9 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項<u>(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)</u>の規定により記録された特定個人情報をいう。 第11条第1項中「保有個人情報」の右に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。</p> <p>(略)</p> <p>第35条中「基づく保有個人情報」の右に「(情報提供等記録を除く。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。 (情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第35条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者<u>若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>(当該訂正に係る番号法第23条</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 (略)</p> | <p>第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p> |

舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 番号法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。</p> | <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>総務部</u>において処理する。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> |

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第9号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第9号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる本市の執行機関が、同表の第3欄に掲げる本市の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる本市の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる本市の執行機関が、同表の第3欄に掲げる本市の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる本市の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、平成29年5月30日から施行する。</p> |

舞鶴市働く場の創出企業立地促進条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>工場適地等</u> 工場立地法(昭和34年法律第24号)第2条に規定する調査により工場適地とされた舞鶴市内の区域及びこれに準じるものとして市長が特に認めた区域をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 立地 次のいずれかに該当することをいう。 ア 舞鶴市内に事業所を有しない企業が、<u>工場適地等</u>に新たに事業所を設置すること。 イ 舞鶴市内に事業所を有する企業が、事業規模の拡大を目的として、<u>工場適地等</u>に新たに事業所を設置し、又は<u>工場適地等</u>の既存の事業所若しくは当該事業所の設備を拡大すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(優遇措置)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、優遇措置として、立地計画の認定を受けた日から操業日までの間に、当該立地計画に基づき、新たに雇用することにより、増加した市内従業員の数が3人以上(<u>前条第4号イ</u>の立地にあつては、舞鶴市内の事業所の従業員の総数が増加する場合に限る。)であり、かつ、操業日現在における投下固定資産等に係る費用の総額が<u>前条第4号ア</u>の立地にあつては</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 立地 次のいずれかに該当することをいう。 ア 舞鶴市内に事業所を有しない企業が、<u>舞鶴市内</u>に新たに事業所を設置すること。 イ 舞鶴市内に事業所を有する企業が、事業規模の拡大を目的として、<u>舞鶴市内</u>に新たに事業所を設置し、又は<u>舞鶴市内</u>の既存の事業所若しくは当該事業所の設備を拡大すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(優遇措置)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、優遇措置として、立地計画の認定を受けた日から操業日までの間に、当該立地計画に基づき、新たに雇用することにより、増加した市内従業員の数が3人以上(<u>前条第3号イ</u>の立地にあつては、舞鶴市内の事業所の従業員の総数が増加する場合に限る。)であり、かつ、操業日現在における投下固定資産等に係る費用の総額が<u>前条第3号ア</u>の立地にあつては</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>1億円以上、同号イの立地にあつては5千万円以上である認定企業に対し、この条例、この条例に基づく規則等に定めるところにより、予算の範囲内で働く場の創出補助金及び企業立地補助金(以下単に「補助金」という。)を交付するものとする。</p> <p>(用地取得に係る補助率の加算)</p> <p>第6条 <u>工場適地等</u>に土地を取得し、当該取得の日以後3年以内に当該土地に立地する事業所の工事に着手する場合にあつては、前条各号に規定する率に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を加算する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>第7条 補助金の限度額は、前3条の規定により算定した額を合算して総額5億円とする。</p> | <p>1億円以上、同号イの立地にあつては5千万円以上である認定企業に対し、この条例、この条例に基づく規則等に定めるところにより、予算の範囲内で働く場の創出補助金及び企業立地補助金(以下単に「補助金」という。)を交付するものとする。</p> <p>(用地取得に係る補助率の加算)</p> <p>第6条 <u>舞鶴市内</u>に土地を取得し、当該取得の日以後3年以内に当該土地に立地する事業所の工事に着手する場合にあつては、前条各号に規定する率に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を加算する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>第7条 補助金の限度額は、<u>1の立地計画につき</u>、前3条の規定により算定した額を合算して総額5億円とする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 改正後の舞鶴市働く場の創出企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に事業所等の工事の着手又は土地及び建物の売買契約若しくは賃貸借契約の締結が行われる立地について適用する。</p> |

舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(利用承認)</p> <p>第12条 コミュニティ施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合又は<u>特別の設備等を設けようとする場合</u>も、また同様とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(利用期間)</p> <p>第14条 コミュニティ施設等を引き続き利用できる期間は、<u>11日</u>とする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、変更することができる。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 第7条、第10条、第12条から第15条まで、第17条、第19条から第21条まで(第19条第2項を除く。)及び前条の規定は、前項の規定により市長が複合施設等の管理を行う場合について準用する。この場合において、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、あらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「ときは」と、第12条、第13条、第14条ただし書、第15条及び第17条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第19条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「駐車料金又は使用料」と、</p> | <p>(利用承認)</p> <p>第12条 コミュニティ施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(利用期間)</p> <p>第14条 コミュニティ施設等を引き続き利用できる期間は、<u>1年</u>とする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、変更することができる。</p> <p>(特別の設備等の制限)</p> <p><u>第16条の2 コミュニティ施設等利用者は、その利用に当たって、コミュニティ施設に特別の設備を設け、又はコミュニティ施設に変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 第7条、第10条、第12条から第15条まで、<u>第16条の2</u>、第17条、第19条から第21条まで(第19条第2項を除く。)及び前条の規定は、前項の規定により市長が複合施設等の管理を行う場合について準用する。この場合において、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、あらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「ときは」と、第12条、第13条、第14条ただし書、第15条、<u>第16条の2</u>及び第17条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第19条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とある</p> |

| 旧 | | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------|--|------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------|----------------|------------------|-------------------|-------------------|-------|----|------------|------------|------------|-------------|-----|-------|-------|-------|--------|-----|--|--|--|--|----|--|--|--|--|-------|----|-------|-------|-------|--------|-----|-------|-------|-------|--------|---|--|--|--|--|--|------|------|----------------|------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------|------------|------------|------------|-------------|--------------|-------|----|------------|------------|------------|-------------|--------------|-----|-------|-------|-------|--------|-----|--|--|--|--|----|--|--|--|--|-------|----|-------|-------|-------|--------|--------------|-----|-------|-------|-------|--------|
| <p>同条第3項中「駐車場に係る利用料金」とあるのは「駐車料金」と、「コミュニティ施設に係る利用料金」とあるのは「コミュニティ施設に係る使用料」と、「コミュニティ施設の附属設備に係る利用料金」とあるのは「コミュニティ施設の附属設備に係る使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項中「駐車場に係る利用料金」とあるのは「駐車料金」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第5項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第20条(見出しを含む。)及び第21条中「利用料金」とあるのは「駐車料金及び使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、前条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「駐車場に係る利用料金」とあるのは「駐車料金」と読み替えるものとする。</p> <p>別表(第19条関係) コミュニティ施設利用料金 1 基本額は、次のとおりとする。</p> | | <p>のは「駐車料金又は使用料」と、同条第3項中「駐車場に係る利用料金」とあるのは「駐車料金」と、「コミュニティ施設に係る利用料金」とあるのは「コミュニティ施設に係る使用料」と、「コミュニティ施設の附属設備に係る利用料金」とあるのは「コミュニティ施設の附属設備に係る使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項中「駐車場に係る利用料金」とあるのは「駐車料金」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第5項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第20条(見出しを含む。)及び第21条中「利用料金」とあるのは「駐車料金及び使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、前条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「駐車場に係る利用料金」とあるのは「駐車料金」と読み替えるものとする。</p> <p>別表(第19条関係) コミュニティ施設利用料金 1 基本額は、次のとおりとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">利用時間</th> <th colspan="4">利用区分</th> </tr> <tr> <th>午前(午前9時から正午まで)</th> <th>午後(午後1時から午後5時まで)</th> <th>夜間(午後6時から午後10時まで)</th> <th>全日(午前9時から午後10時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">スペース1</td> <td>平日</td> <td>円 3,500</td> <td>円 5,500</td> <td>円 7,500</td> <td>円 16,500</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>4,500</td> <td>7,500</td> <td>9,000</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スペース2</td> <td>平日</td> <td>2,500</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> <td>11,500</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>3,200</td> <td>5,200</td> <td>6,500</td> <td>14,900</td> </tr> </tbody> </table> | | 施設区分 | 利用時間 | 利用区分 | | | | 午前(午前9時から正午まで) | 午後(午後1時から午後5時まで) | 夜間(午後6時から午後10時まで) | 全日(午前9時から午後10時まで) | スペース1 | 平日 | 円 3,500 | 円 5,500 | 円 7,500 | 円 16,500 | 土曜日 | 4,500 | 7,500 | 9,000 | 21,000 | 日曜日 | | | | | 休日 | | | | | スペース2 | 平日 | 2,500 | 4,000 | 5,000 | 11,500 | 土曜日 | 3,200 | 5,200 | 6,500 | 14,900 | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th>午前(午前9時から正午まで)</th> <th>午後(午後1時から午後5時まで)</th> <th>夜間(午後6時から午後10時まで)</th> <th>全日(午前9時から午後10時まで)</th> <th>1月(月の初日から当該月の末日まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スペース1</td> <td>円 3,500</td> <td>円 5,500</td> <td>円 7,500</td> <td>円 16,500</td> <td>円 401,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">スペース1</td> <td>平日</td> <td>円 3,500</td> <td>円 5,500</td> <td>円 7,500</td> <td>円 16,500</td> <td rowspan="4">円 401,000</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>4,500</td> <td>7,500</td> <td>9,000</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スペース2</td> <td>平日</td> <td>2,500</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> <td>11,500</td> <td rowspan="2">円 284,000</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>3,200</td> <td>5,200</td> <td>6,500</td> <td>14,900</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 施設区分 | 利用区分 | 午前(午前9時から正午まで) | 午後(午後1時から午後5時まで) | 夜間(午後6時から午後10時まで) | 全日(午前9時から午後10時まで) | 1月(月の初日から当該月の末日まで) | スペース1 | 円 3,500 | 円 5,500 | 円 7,500 | 円 16,500 | 円 401,000 | スペース1 | 平日 | 円 3,500 | 円 5,500 | 円 7,500 | 円 16,500 | 円 401,000 | 土曜日 | 4,500 | 7,500 | 9,000 | 21,000 | 日曜日 | | | | | 休日 | | | | | スペース2 | 平日 | 2,500 | 4,000 | 5,000 | 11,500 | 円 284,000 | 土曜日 | 3,200 | 5,200 | 6,500 | 14,900 |
| 施設区分 | 利用時間 | | | 利用区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 午前(午前9時から正午まで) | 午後(午後1時から午後5時まで) | 夜間(午後6時から午後10時まで) | 全日(午前9時から午後10時まで) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スペース1 | 平日 | 円 3,500 | 円 5,500 | 円 7,500 | 円 16,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 土曜日 | 4,500 | 7,500 | 9,000 | 21,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 日曜日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 休日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スペース2 | 平日 | 2,500 | 4,000 | 5,000 | 11,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 土曜日 | 3,200 | 5,200 | 6,500 | 14,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設区分 | 利用区分 | 午前(午前9時から正午まで) | 午後(午後1時から午後5時まで) | 夜間(午後6時から午後10時まで) | 全日(午前9時から午後10時まで) | 1月(月の初日から当該月の末日まで) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | スペース1 | 円 3,500 | 円 5,500 | 円 7,500 | 円 16,500 | 円 401,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スペース1 | 平日 | 円 3,500 | 円 5,500 | 円 7,500 | 円 16,500 | 円 401,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 土曜日 | 4,500 | 7,500 | 9,000 | 21,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 日曜日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 休日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スペース2 | 平日 | 2,500 | 4,000 | 5,000 | 11,500 | 円 284,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 土曜日 | 3,200 | 5,200 | 6,500 | 14,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | | |
|---|-----------|-------|-------|-------|--------|---|-----------|-------|-------|-------|--------|---------|
| | 日曜日 休日 | | | | | | 日曜日 休日 | | | | | |
| スペース 3 | 平日 | 2,000 | 3,000 | 3,500 | 8,500 | スペース 3 | 平日 | 2,000 | 3,000 | 3,500 | 8,500 | 141,000 |
| | 土曜日 | 2,600 | 3,900 | 4,500 | 11,000 | | 土曜日 | 2,600 | 3,900 | 4,500 | 11,000 | |
| | 日曜日 休日 | | | | | | 日曜日 休日 | | | | | |
| <p><u>備考</u> 平日とは、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)以外の日をいう。</p> <p>2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用区分の欄の時間数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。</p> <p>3 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合(練習又は準備のために利用する場合を除く。)の利用料金は、第1項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> | | | | | | <p><u>備考</u> 平日とは、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)以外の日をいう。</p> <p>2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用区分の欄(全日及び1月の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用区分の欄の時間数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。</p> <p>3 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合(練習又は準備のために利用する場合及び1月を単位として利用する場合を除く。)の利用料金は、第1項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> | | | | | | |
| 区分 | | | | | | 区分 | | | | | | |
| 入場料その他これに類する料金が500円未満 | | | | | | 入場料その他これに類する料金が500円未満 | | | | | | |
| " 500円以上1,000円未満 | | | | | | " 500円以上1,000円未満 | | | | | | |
| " 1,000円以上3,000円未満 | | | | | | " 1,000円以上3,000円未満 | | | | | | |
| " 3,000円以上 | | | | | | " 3,000円以上 | | | | | | |
| 営利又は宣伝を目的とする催物 | | | | | | 営利又は宣伝を目的とする催物 | | | | | | |
| <p>4 <u>利用時間を超過</u>した場合は、当該超過した時間1時間につき、利用区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用区分が全日</p> | | | | | | <p>4 <u>利用承認を受けた期間を超過</u>した場合は、当該超過した時間1時間につき、利用区分を単位とする利用にあつては、その直前(利</p> | | | | | | |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>の場合は夜間)の<u>利用時間区分</u>による基本額の3割相当額を、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの利用料金相当額を徴収する。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> | <p>用区分が全日又は1月の場合は夜間)の<u>利用区分</u>による基本額の3割相当額を、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの利用料金相当額を徴収する。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>改正附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> |

舞鶴市工場立地法に基づく準則を定める条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)</p> <p>第3条 法第4条の2第2項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)</p> <p>第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> |

舞鶴市国民健康保険条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得の金額</u>、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第6項に規定する<u>株式等に係る譲渡所得等の金額</u>(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第18条の2において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得</p> | <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得等の金額</u>(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>(同法附則第35条の2の2第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、<u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律</u>(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の46に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して</p> | <p><u>2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。)</u>に規定する特例適用利子等の額、<u>同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)</u>に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第18条の2において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の46に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>得た額が54万円を超える場合には、54万円)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、<u>また</u>、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得の金額</u>、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する<u>株式等に係る譲渡所得等の金額</u>(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> | <p>得た額が54万円を超える場合には、54万円)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得等の金額</u>(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、<u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額</u>、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>26万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>48万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金</p> | <p>所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>27万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>49万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2から4まで (略)</p> | <p>額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第1項第2号及び第3号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。 (適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p> |

有本千壽子基金条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p><u>(運用益金の処理)</u> <u>第5条</u> 基金の運用から生ずる収益は、これを予算に計上して整理するものとする。 (繰替運用) <u>第6条</u> (略) (委任) <u>第7条</u> (略)</p> | <p><u>(基金の取崩し)</u> <u>第5条</u> <u>前条第1項の規定にかかわらず、第1条に規定する基金の目的のために必要があると認める場合は、基金を取り崩し、当該目的のために要する費用に充てることができる。</u> <u>(運用益金等の処理)</u> <u>第6条</u> 基金の運用から生ずる収益及び取り崩す基金は、これを予算に計上して整理するものとする。 (繰替運用) <u>第7条</u> (略) (委任) <u>第8条</u> (略) 改正附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> |

舞鶴市老人デイサービスセンター条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(利用対象者)</p> <p><u>第7条 センターを利用できる者は、舞鶴市に居住する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第7条第3項及び第4項に規定する者並びに65歳以上の在宅の虚弱等の状態にある者並びにそれらの者を介護する家族等とする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第41条第4項第1号及び第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により<u>算定した額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> | <p>(利用対象者)</p> <p><u>第7条 センターを利用できる者は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく介護保険の被保険者のうち65歳以上であるもの及び要介護者又は要支援者である40歳以上65歳未満であるもの並びにそれらの者の家族等とする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第41条第4項第1号若しくは第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により<u>算定した費用の額又は介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> |

舞鶴市介護保険条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(保険料率)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,410円とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1から10まで (略)</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>附 則</p> <p>1から10まで (略)</p> <p><u>(平成29年度における保険料率の特例)</u></p> <p><u>11 平成29年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令附則第20条第1項第1号に掲げる者 28,580円</u></p> <p>(2) <u>令附則第20条第1項第2号に掲げる者 38,110円</u></p> <p>(3) <u>令附則第20条第1項第3号に掲げる者 41,290円</u></p> <p>(4) <u>令附則第20条第1項第4号に掲げる者 53,990円</u></p> <p>(5) <u>令附則第20条第1項第5号に掲げる者 63,520円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 73,050円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が125万円以下である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| | <p>く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) <u>次のいずれかに該当する者 79,400円</u> <u>ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(8) <u>次のいずれかに該当する者 95,280円</u> <u>ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(9) <u>次のいずれかに該当する者 104,810円</u> <u>ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(10) <u>次のいずれかに該当する者 114,340円</u> <u>ア 合計所得金額が800万円未満ある者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除</u></p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(舞鶴市特別会計条例の一部改正)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p>(舞鶴市介護認定審査会条例の廃止)</p> <p><u>12</u> (略)</p> | <p><u>く。)</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) <u>前各号のいずれにも該当しない者 127,040円</u></p> <p><u>12 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,410円とする。</u></p> <p>(舞鶴市特別会計条例の一部改正)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p>(舞鶴市介護認定審査会条例の廃止)</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> |

舞鶴市保健センター条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(施設) 第3条 センターに次の施設を置く。 (1)から(5)まで (略) <u>(6) 機能訓練室</u></p> | <p>(施設) 第3条 センターに次の施設を置く。 (1)から(5)まで (略) (削除) 改正附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> |

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|--|--|
| 目次 | 目次 |
| 第1章 総則(第1条—第4条) | 第1章 総則(第1条—第4条) |
| 第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| 第1節 基本方針等(第5条・第6条) | 第1節 基本方針等(第5条・第6条) |
| 第2節 人員に関する基準(第7条・第8条) | 第2節 人員に関する基準(第7条・第8条) |
| 第3節 設備に関する基準(第9条) | 第3節 設備に関する基準(第9条) |
| 第4節 運営に関する基準(第10条—第43条) | 第4節 運営に関する基準(第10条—第43条) |
| 第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例(第44条・第45条) | 第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例(第44条・第45条) |
| 第3章 夜間対応型訪問介護 | 第3章 夜間対応型訪問介護 |
| 第1節 基本方針等(第46条・第47条) | 第1節 基本方針等(第46条・第47条) |
| 第2節 人員に関する基準(第48条・第49条) | 第2節 人員に関する基準(第48条・第49条) |
| 第3節 設備に関する基準(第50条) | 第3節 設備に関する基準(第50条) |
| 第4節 <u>運営に関する基準(第51条—第60条)</u> | 第4節 <u>運営に関する基準(第51条—第60条)</u> |
| | 第3章の2 <u>地域密着型通所介護</u> |
| | 第1節 <u>基本方針(第60条の2)</u> |
| | 第2節 <u>人員に関する基準(第60条の3・第60条の4)</u> |
| | 第3節 <u>設備に関する基準(第60条の5)</u> |
| | 第4節 <u>運営に関する基準(第60条の6—第60条の20)</u> |
| | 第5節 <u>指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u> |
| | 第1款 <u>この節の趣旨及び基本方針(第60条の21・第60条の22)</u> |
| | 第2款 <u>人員に関する基準(第60条の23・第60条の24)</u> |
| | 第3款 <u>設備に関する基準(第60条の25・第60条の26)</u> |
| | 第4款 <u>運営に関する基準(第60条の27—第60条の38)</u> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針(第61条)</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護(第62条—第64条)</p> <p>第2款 共用型指定認知症対応型通所介護(第65条—第67条)</p> <p>第3節 運営に関する基準(第68条—第81条)</p> <p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針(第82条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第83条—第85条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第86条・第87条)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第88条—第109条)</p> <p>第6章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第1節 基本方針(第110条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第111条—第113条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第114条)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第115条—第129条)</p> <p>第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 基本方針(第130条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第131条・第132条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第133条)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第134条—第150条)</p> <p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第1節 基本方針(第151条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第152条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第153条・第154条)</p> | <p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針(第61条)</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護(第62条—第64条)</p> <p>第2款 共用型指定認知症対応型通所介護(第65条—第67条)</p> <p>第3節 運営に関する基準(第68条—第81条)</p> <p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針(第82条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第83条—第85条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第86条・第87条)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第88条—第109条)</p> <p>第6章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第1節 基本方針(第110条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第111条—第113条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第114条)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第115条—第129条)</p> <p>第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 基本方針(第130条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第131条・第132条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第133条)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第134条—第150条)</p> <p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第1節 基本方針(第151条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第152条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第153条・第154条)</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>第4節 運営に関する基準(第155条—第179条)</p> <p>第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針(第180条・第181条)</p> <p>第2款 設備に関する基準(第182条)</p> <p>第3款 運営に関する基準(第183条—第191条)</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針(第192条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第193条—第195条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第196条・第197条)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第198条—第204条)</p> <p>第10章 雑則(第205条)</p> <p>附則</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。))第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第68条において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> | <p>第4節 運営に関する基準(第155条—第179条)</p> <p>第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針(第180条・第181条)</p> <p>第2款 設備に関する基準(第182条)</p> <p>第3款 運営に関する基準(第183条—第191条)</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針(第192条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第193条—第195条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第196条・第197条)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第198条—第204条)</p> <p>第10章 雑則(第205条)</p> <p>附則</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。))第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、<u>第60条の6、第60条の28及び第60条の29</u>において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p><u>第3章の2 地域密着型通所介護</u></p> <p><u>第1節 基本方針</u></p> <p><u>(基本方針)</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| | <p><u>第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u></p> <p><u>第2節 人員に関する基準</u> (従業者の員数)</p> <p><u>第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p>(2) <u>看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p>(3) <u>介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供して</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p>いる時間数(次項において「提供単位時間数」という。)を除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させな</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p>なければならない。</p> <p>4 <u>第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</u></p> <p>5 <u>前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</u></p> <p>6 <u>第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>7 <u>第 1 項の生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>8 <u>指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市が定める当該第 1 号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>(管理者)</p> <p><u>第 60 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>第 3 節 設備に関する基準</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p><u>第 60 条の 5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| | <p><u>静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 食堂及び機能訓練室</u></p> <p><u>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p><u>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。</u></p> <p><u>(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p><u>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市が定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p style="text-align: center;"><u>第4節 運営に関する基準</u> <u>(心身の状況等の把握)</u></p> <p><u>第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u> <u>(利用料等の受領)</u></p> <p><u>第60条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u></p> <p><u>(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</u></p> <p><u>(3) 食事の提供に要する費用</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| | <p><u>(4) おむつ代</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</u></p> <p><u>4 前項第 3 号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型通所介護事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> <u>(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)</u></p> <p><u>第 60 条の 8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> <u>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</u></p> <p><u>第 60 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第 1 項に</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| | <p><u>規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</u></p> <p><u>(地域密着型通所介護計画の作成)</u></p> <p><u>第60条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| | <p><u>付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</u> (管理者の責務)</p> <p>第 60 条の 11 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u> (運営規程)</p> <p>第 60 条の 12 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u> (2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u> (3) <u>営業日及び営業時間</u> (4) <u>指定地域密着型通所介護の利用定員</u> (5) <u>指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u> (6) <u>通常の事業の実施地域</u> (7) <u>サービス利用に当たっての留意事項</u> (8) <u>緊急時等における対応方法</u> (9) <u>非常災害対策</u> (10) <u>その他運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p> <p>第 60 条の 13 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p><u>介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u> (定員の遵守)</p> <p>第 60 条の 14 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u> (非常災害対策)</p> <p>第 60 条の 15 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</u> (衛生管理等)</p> <p>第 60 条の 16 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (地域との連携等)</p> <p>第 60 条の 17 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援セ</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p><u>センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(事故発生時の対応)</u></p> <p><u>第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p><u>償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型通所介護事業者は、第 60 条の 5 第 4 項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(記録の整備)</u></p> <p><u>第 60 条の 19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 地域密着型通所介護計画</u></p> <p><u>(2) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p><u>(3) 次条において準用する第 29 条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p><u>(4) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(5) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>(6) 第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第 60 条の 20 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条及び第 54 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 60 条の 12 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| | <p><u>「地域密着型通所介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第 1 款 この節の趣旨及び基本方針</u></p> <p><u>(この節の趣旨)</u></p> <p><u>第 60 条の 21 第 1 節から第 4 節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第 60 条の 31 に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</u></p> <p><u>(基本方針)</u></p> <p><u>第 60 条の 22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| | <p style="text-align: center;"><u>第2款 人員に関する基準</u></p> <p style="text-align: center;">(従業者の員数)</p> <p><u>第60条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。</u></p> <p><u>2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(管理者)</p> <p><u>第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3款 設備に関する基準</u></p> <p style="text-align: center;">(利用定員)</p> <p><u>第60条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(設備及び備品等)</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p><u>第 60 条の 26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4 平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。</u></p> <p><u>3 第 1 項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 4 款 運営に関する基準</u> (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p><u>第 60 条の 27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 60 条の 34 に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第 60 条の 32 第 1 項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第 60 条の 35 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>2 第 10 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u> (心身の状況等の把握)</p> <p><u>第 60 条の 28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサ</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p><u>サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</u> (指定居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第 60 条の 29 <u>指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u> (指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第 60 条の 30 <u>指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p><u>常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</u></p> <p><u>(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</u></p> <p><u>(療養通所介護計画の作成)</u></p> <p><u>第 60 条の 31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定居宅サービス等基準第 70 条第 1 項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 17 条第 1 項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p><u>合を図りつつ、作成しなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p>6 <u>療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</u> (緊急時等の対応)</p> <p>第 60 条の 32 <u>指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。</u></p> <p>3 <u>療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第 60 条の 35 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</u></p> <p>5 <u>第 1 項及び第 2 項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p>(管理者の責務)</p> <p><u>第 60 条の 33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p><u>第 60 条の 34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>指定療養通所介護の利用定員</u></p> <p>(5) <u>指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(6) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(7) <u>サービス利用に当たっての留意事項</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p>(8) <u>非常災害対策</u></p> <p>(9) <u>その他運営に関する重要事項</u> (緊急時対応医療機関)</p> <p>第 60 条の 35 <u>指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。</u> (安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第 60 条の 36 <u>指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業者は、おおむね 6 月に 1 回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</u> (記録の整備)</p> <p>第 60 条の 37 <u>指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 療養通所介護計画</u></p> <p><u>(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録</u></p> <p><u>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p><u>(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p><u>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> (準用)</p> <p><u>第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第 61 条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（<u>法第 5 条の 2 に規定する認知症をいう。以下同じ。</u>）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p><u>（心身の状況等の把握）</u></p> <p>第 68 条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>（利用料等の受領）</u></p> <p>第 69 条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じな</u></p> | <p>第 61 条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>第 68 条及び第 69 条 削除</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p><u>いようにしなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u></p> <p>(2) <u>指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</u></p> <p>(3) <u>食事の提供に要する費用</u></p> <p>(4) <u>おむつ代</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</u></p> <p>4 <u>前項第 3 号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p>5 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第 70 条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> | <p>(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第 70 条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者(<u>単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。</u>)は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(管理者の責務)</p> <p><u>第 73 条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第 74 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第 62 条第 4 項又は第 66 条第 1 項の利用定員をいう。<u>第 76 条において同じ。</u>)</p> <p>(5)から(10)まで (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p><u>第 75 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> | <p><u>第 73 条 削除</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第 74 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第 62 条第 4 項又は第 66 条第 1 項の利用定員をいう。)</p> <p>(5)から(10)まで (略)</p> <p><u>第 75 条から第 79 条まで 削除</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p><u>(定員の遵守)</u> <u>第 76 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u> <u>(非常災害対策)</u> <u>第 77 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</u> <u>(衛生管理等)</u> <u>第 78 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>(地域との連携等)</u> <u>第 79 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定認知症対応型通所介護事業者が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u> <u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しな</u></p> | |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>前条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) <u>第79条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いて</p> | <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>次条において準用する第60条の18第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) <u>次条において準用する第60条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、<u>第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は</u>、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、<u>第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いて</p> |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|---|-----------|---|--|-----------|
| <p>いるときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護事業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> | | | <p>いるときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護事業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> | | |
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) | 介護職員 | 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) | 介護職員 |
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 | 看護師又は准看護師 | 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 | 看護師又は准看護師 |
| <p>7 から 13 まで (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p><u>第 106 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> | | | <p>7 から 13 まで (略)</p> <p><u>第 106 条 削除</u></p> | | |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p><u>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 108 条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>(8) <u>第 106 条第 2 項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第 109 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、<u>第 73 条、第 75 条及び第 78 条</u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定す</p> | <p>(記録の整備)</p> <p>第 108 条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>(8) <u>次条において準用する第 60 条の 17 第 2 項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第 109 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、<u>第 60 条の 11、第 60 条の 13、第 60 条の 16 及び第 60 条の 17</u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>る運営規程」とあるのは「第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第 73 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と、第 75 条第 3 項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 128 条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) から (6) まで (略)</p> <p>(7) 次条において準用する <u>第 106 条第 2 項</u> に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第 129 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 41 条、第 42 条、<u>第 73 条、第 78 条、第 100 条、第 103 条、第 105 条及び第 106 条第 1 項から第 4 項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。</u>この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 123 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの</p> | <p>第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と、第 60 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 128 条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) から (6) まで (略)</p> <p>(7) 次条において準用する <u>第 60 条の 17 第 2 項</u> に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第 129 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 41 条、第 42 条、<u>第 60 条の 11、第 60 条の 16、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで、第 100 条、第 103 条及び第 105 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。</u>この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 123 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>は「介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第 73 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と、第 100 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 103 条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、<u>第 106 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 149 条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) から (7) まで (略)</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第 106 条第 2 項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第 150 条 第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、<u>第 73 条、第 77 条、第 78 条、第 100 条及び第 106 条第 1 項から第 4 項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。</u>この場合において、第 35 条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、<u>第 73 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 7 章第 4 節」と、<u>第 106 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入</u></u></p> | <p>とあるのは「介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と、<u>第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 100 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 103 条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 149 条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) から (7) まで (略)</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第 60 条の 17 第 2 項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第 150 条 第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、<u>第 60 条の 11、第 60 条の 15、第 60 条の 16、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで及び第 100 条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。</u>この場合において、第 35 条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、<u>第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 7 章第 4 節」と、<u>第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは</u></u></p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 152 条 (略)</p> <p>2 から 12 まで (略)</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14 から 17 まで (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 178 条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) から (6) まで (略)</p> <p>(7) 次条において準用する第 106 条第 2 項に規定する報告、評価、</p> | <p>「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 152 条 (略)</p> <p>2 から 12 まで (略)</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14 から 17 まで (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 178 条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) から (6) まで (略)</p> <p>(7) 次条において準用する第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、<u>第73条、第77条、第106条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第73条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、<u>第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護</p> | <p>評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、<u>第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、<u>第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>看護の提供の開始に際し、)とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第73条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>(10) 次条において準用する<u>第106条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> | <p>対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、)とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>(10) 次条において準用する<u>第60条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第 204 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、<u>第 73 条、第 75 条、第 78 条</u>、第 88 条から第 91 条まで、第 94 条から第 96 条まで、第 98 条、第 99 条及び第 101 条から第 107 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 204 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 35 条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあり、第 75 条第 3 項中「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」とあり、並びに第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 107 条中「第 83 条第 6 項の表の中欄」とあるのは「第 193 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1 から 4 まで (略) 5 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)附則第 20 条第 1 項に規定する通所介護の事業を行う者が、同法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、平成 28 年 4 月 1 日から第 83 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事</p> | <p>第 204 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、<u>第 60 条の 11、第 60 条の 13、第 60 条の 16、第 60 条の 17</u>、第 88 条から第 91 条まで、第 94 条から第 96 条まで、第 98 条、第 99 条、<u>第 101 条から第 105 条まで及び第 107 条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 204 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 35 条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「<u>この節</u>」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 60 条の 13 中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と、第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 107 条中「第 83 条第 6 項の表の中欄」とあるのは「第 193 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1 から 4 まで (略) 5 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 20 条第 1 項に規定する通所介護の事業を行う者が、同法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、平成 28 年 4 月 1 日から第 83 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| 業を開始する場合は、平成 30 年 3 月 31 日までの間、第 87 条第 1 項に規定する宿泊室を設けないことができる。 | 30 年 3 月 31 日までの間、第 87 条第 1 項に規定する宿泊室を設けないことができる。 改正附則 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 |

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る

介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例旧新対照表

| 旧 | 新 | | | | | | |
|--|--|---|-----------|--|--|---|-----------|
| <p>(従業者の員数等) 第45条 (略) 2から5まで (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> | <p>(従業者の員数等) 第45条 (略) 2から5まで (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 734 481 989">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等</td> <td data-bbox="486 734 974 989">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</td> <td data-bbox="978 734 1115 989">介護職員</td> </tr> </table> | 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) | 介護職員 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 734 1377 989">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等</td> <td data-bbox="1382 734 1870 989">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</td> <td data-bbox="1874 734 2011 989">介護職員</td> </tr> </table> | 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) | 介護職員 |
| 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) | 介護職員 | | | | | |
| 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) | 介護職員 | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 992 481 1212">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等</td> <td data-bbox="486 992 974 1212">前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</td> <td data-bbox="978 992 1115 1212">看護師又は准看護師</td> </tr> </table> | 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等 | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 | 看護師又は准看護師 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 992 1377 1212">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等</td> <td data-bbox="1382 992 1870 1212">前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</td> <td data-bbox="1874 992 2011 1212">看護師又は准看護師</td> </tr> </table> | 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等 | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 | 看護師又は准看護師 |
| 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等 | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 | 看護師又は准看護師 | | | | | |
| 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等 | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 | 看護師又は准看護師 | | | | | |
| <p>7から13まで (略) (準用) 第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、</p> | <p>7から13まで (略) (準用) 第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、</p> | | | | | | |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第40条、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、<u>第57条、第60条中</u>「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> | <p>第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第40条(<u>第5項を除く。</u>)、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、<u>第57条中</u>「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p> |

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう。)その他これに準ずる者 1人</p> |
| <p>2 (略)</p> | <p>2 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者に対するこ</p> |

| 旧 | 新 | | | | | | |
|----------------------|---|-----------------|---------|----------------|--------------------------------------|----------------------|--------------------------------------|
| | <p data-bbox="1160 276 2002 523">の条例による改正後の舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例第3条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、同号中「当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 528 1960 743"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 533 1469 600">主任介護支援専門員研修の修了時</td> <td data-bbox="1473 533 1953 600">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 603 1469 670">平成23年度までに修了した者</td> <td data-bbox="1473 603 1953 670">平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 673 1469 740">平成24年度及び平成25年度に修了した者</td> <td data-bbox="1473 673 1953 740">平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号</td> </tr> </tbody> </table> | 主任介護支援専門員研修の修了時 | 読み替える字句 | 平成23年度までに修了した者 | 平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号 | 平成24年度及び平成25年度に修了した者 | 平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号 |
| 主任介護支援専門員研修の修了時 | 読み替える字句 | | | | | | |
| 平成23年度までに修了した者 | 平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号 | | | | | | |
| 平成24年度及び平成25年度に修了した者 | 平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号 | | | | | | |

舞鶴市道路占用料条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(この条例に関し必要な事項)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> | <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p><u>第8条</u> 占用料を納期限までに納付しない者については、分担金等に係る規制等に関する条例(昭和39年条例第21号)第3条、第4条及び附則第4項の規定を適用する。この場合において、同条例第3条第3項及び附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」とする。</p> <p>(この条例に関し必要な事項)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> |

舞鶴市都市公園条例旧新対照表(第1条関係)

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>有料公園施設(舞鶴引揚記念館を除く。次条及び第10条の2において同じ。)</u>及びその附属設備(以下「<u>有料公園施設等</u>」という。)並びに無料公園施設の利用に係る許可に関する業務</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>(開館・開場時間及び休館・休場日)</p> <p>第2条の4 舞鶴自然文化園並びに有料公園施設及び無料公園施設の開館・開場時間及び休館・休場日は、規則で定めるものとする。</p> <p>(有料公園施設等の利用許可)</p> <p>第4条の2 <u>有料公園施設等及び無料公園施設</u>を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> | <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>指定管理者管理公園の有料公園施設</u>及びその附属設備並びに無料公園施設の利用に係る許可に関する業務</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>(開館・開場時間及び休館・休場日)</p> <p>第2条の4 舞鶴自然文化園並びに有料公園施設(<u>舞鶴引揚記念館を除く。第4条の2第1項において同じ。</u>)及び無料公園施設の開館・開場時間及び休館・休場日は、規則で定めるものとする。</p> <p>(有料公園施設等の利用許可)</p> <p>第4条の2 <u>有料公園施設及びその附属設備</u>(以下「<u>有料公園施設等</u>」という。)並びに無料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者(<u>西運動公園にあっては、市長。以下次条までにおいて同じ。</u>)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第9条の2 <u>西運動公園の有料公園施設等の利用許可を受けた者は、市長に対し、使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>西運動公園の有料公園施設の使用料は別表第2の2に、西運動公園の有料公園施設の附属設備の使用料は規則に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(使用料の減免等)</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>第10条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第2項若しくは第3項の許可を受けた者の責めでない事由によってそれらの許可に係る行為又はそれらを利用することができなくなった場合若しくはその他市長が必要と認める場合においては、<u>使用料</u>の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条の2 <u>有料公園施設等</u>の利用許可を受けた者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>有料公園施設</u>の利用料金は別表第3に掲げる金額の範囲内で、<u>有料公園施設</u>の附属設備の利用料金は規則に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 第4条の2、第4条の3及び第10条の2(同条第2項を除く。)から第10条の4までの規定は、前項の規定により市長が指定管理者管理公園の管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条の2<u>第1項から第3項まで及び第4条の3</u>ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の2第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料(五老ヶ岳公園展望タワーにあっては、入館料。以下同じ。)」と、同</p> | <p>第10条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第2項若しくは第3項の許可を受けた者の責めでない事由によってそれらの許可に係る行為又はそれらを利用することができなくなった場合若しくはその他市長が必要と認める場合においては、<u>第9条第1項の使用料</u>の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>2 <u>第10条の2第4項、第10条の3及び第10条の4の規定は、前条の使用料の前納、減免及び不返還について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条の2 <u>指定管理者管理公園の有料公園施設等</u>の利用許可を受けた者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定管理者管理公園の有料公園施設</u>の利用料金は別表第3に掲げる金額の範囲内で、<u>指定管理者管理公園の有料公園施設</u>の附属設備の利用料金は規則に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 第4条の2、第4条の3及び第10条の2(同条第2項を除く。)から第10条の4までの規定は、前項の規定により市長が指定管理者管理公園の管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条の2<u>第1項中「指定管理者(西運動公園にあっては、市長。以下次条までにおいて同じ。)」</u>とあるのは「市長」と、<u>同条第2項及び第3項並びに第4条の3</u>ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の2第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|------------------------------|---|----------------|
| <p>条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第10条の3及び第10条の4中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> | | <p>用料金」という。）」とあるのは「使用料(五老ヶ岳公園展望タワーにあつては、入館料。以下同じ。))」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第10条の3及び第10条の4中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> | |
| 別表第1(第2条関係) | | 別表第1(第2条関係) | |
| 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 |
| 東舞鶴公園 | 舞鶴市字行永地内 | 東舞鶴公園 | 舞鶴市字行永地内 |
| 市場公園 | 舞鶴市字市場地内 | 市場公園 | 舞鶴市字市場地内 |
| | | 西運動公園 | 舞鶴市字上安久、字円満寺地内 |
| 別表第2(第2条関係) | | 別表第2(第2条関係) | |
| 有料公園施設及び無料公園施設 | | 有料公園施設及び無料公園施設 | |
| 都市公園の名称 | 有料公園施設 | 無料公園施設 | |
| 東舞鶴公園 | 屋外運動施設(野球場、テニスコート、陸上競技場)、弓道場 | | |
| 前島みなと公園 | 屋外運動施設(テニスコート) | | |
| 備考 ツバキ園にあつては3月1日から4月20日まで、アジサイ園にあつては6月1日から7月20日までの期間において、それぞれ市長が別に定める期間に限り有料公園施設とする。 | | 備考 ツバキ園にあつては3月1日から4月20日まで、アジサイ園にあつては6月1日から7月20日までの期間において、それぞれ市長が別に定める期間に限り有料公園施設とする。 | |
| | | 別表第2の2(第9条の2関係) | |
| | | 西運動公園に係る屋外運動施設使用料 | |
| | 利用時間 | 午前(午前) | 午後(午後) 全日(午前) |

| 旧 | | | | | 新 | | | | | | |
|----------------|--|------------------|------------------|------------------|--|------|-------------|------------------|------------------|------------------|--|
| | | | | | 施設名 | | 9時から午後1時まで) | 1時から午後5時まで) | 9時から午後5時まで) | | |
| | | | | | 人工芝グラウンド | 全面 | 円 | 円 | 円 | | |
| | | | | | | 2分の1 | 15,200 | 15,200 | 30,400 | | |
| | | | | | 多目的グラウンド | 全面 | 7,600 | 7,600 | 15,200 | | |
| | | | | | | 2分の1 | 1,200 | 1,200 | 2,400 | | |
| | | 600 | 600 | 1,200 | | | | | | | |
| 備考 | | | | | 備考 | | | | | | |
| | | | | | 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の使用料は、人工芝グラウンドにあつては1時間につき3,800円(2分の1利用の場合は1,900円)、多目的グラウンドにあつては300円(2分の1利用の場合は150円)とする。 2 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。 3 児童、生徒等が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の半額とする。 4 この表の午前及び午後の区分は、1時間を単位とする場合を含む。 | | | | | | |
| 別表第3(第10条の2関係) | | | | | 別表第3(第10条の2関係) | | | | | | |
| 1 屋外運動施設利用料金 | | | | | 1 東舞鶴公園及び前島みなと公園に係る屋外運動施設利用料金 | | | | | | |
| 利用時間 | | 午前(午前9時から午後1時まで) | 午後(午後1時から午後5時まで) | 夜間(午後5時から午後9時まで) | 全日(野球場にあつては午前9時から午後5時まで、テニスコート及び陸上競技場にあつては午前 | 利用時間 | | 午前(午前9時から午後1時まで) | 午後(午後1時から午後5時まで) | 夜間(午後5時から午後9時まで) | 全日(野球場にあつては午前9時から午後5時まで、人工芝テニスコート及び陸上競技場にあつて |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|--|------|-------|-------|-------|-------------|---|------|-------|-------|-------|----------------|
| 施設名 | | | | | 9時から午後9時まで) | 施設名 | | | | | は午前9時から午後9時まで) |
| 野球場 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 野球場 | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 3,000 | 3,000 | — | 6,000 | | | 3,000 | 3,000 | — | 6,000 |
| テニスコート(一面につき) | | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 6,000 | 人工芝テニスコート(一面につき) | | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 6,000 |
| 陸上競技場 | 全面 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 6,000 | 陸上競技場 | 全面 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 6,000 |
| | 2分の1 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 3,000 | | 2分の1 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 3,000 |
| | 4分の1 | 500 | 500 | 500 | 1,500 | | 4分の1 | 500 | 500 | 500 | 1,500 |
| 備考 | | | | | | 備考 | | | | | |
| <p>1 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の利用料金は、野球場にあつては1回につき1,000円、<u>テニスコート</u>にあつては1時間につき500円、陸上競技場にあつては1時間につき500円(2分の1利用の場合は250円、4分の1利用の場合は150円)とする。</p> <p>2 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の2倍の額とする。</p> <p>3 児童、生徒等が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の半額とする。</p> <p>4 この表の午前、午後及び夜間の区分は、1時間を単位とする場合を含む。</p> | | | | | | <p>1 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の利用料金は、野球場にあつては1回につき1,000円、<u>人工芝テニスコート</u>にあつては1時間につき500円、陸上競技場にあつては1時間につき500円(2分の1利用の場合は250円、4分の1利用の場合は150円)とする。</p> <p>2 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の2倍の額とする。</p> <p>3 児童、生徒等が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の半額とする。</p> <p>4 この表の午前、午後及び夜間の区分は、1時間を単位とする場合を含む。</p> | | | | | |
| 2から10まで (略) | | | | | | 2から10まで (略) | | | | | |
| | | | | | | 改正附則 | | | | | |
| | | | | | | (施行期日) | | | | | |
| | | | | | | 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。 | | | | | |
| | | | | | | (準備行為) | | | | | |
| | | | | | | 2 この条例による改正後の舞鶴市都市公園条例の規定による西運動公園の有料公園施設及びその附属設備の利用の許可の申請、利用の | | | | | |

| 旧 | 新 |
|---|---------------------------------------|
| | 許可その他の行為については、この条例の施行前においても、行うことができる。 |

舞鶴市都市公園条例旧新対照表(第2条関係)

| 旧 | | | | | 新 | | | | | | |
|--|------|------------------------------|------------------|------------------|--|----------|--|------|------------------|------------------|------------------|
| 別表第2(第2条関係) 有料公園施設及び無料公園施設 | | | | | 別表第2(第2条関係) 有料公園施設及び無料公園施設 | | | | | | |
| 都市公園の名称 | | 有料公園施設 | | 無料公園施設 | 都市公園の名称 | | 有料公園施設 | | 無料公園施設 | | |
| 東舞鶴公園 | | 屋外運動施設(野球場、テニスコート、陸上競技場)、弓道場 | | | 東舞鶴公園 | | 屋外運動施設(野球場、テニスコート、陸上競技場)、弓道場 | | | | |
| 西運動公園 | | 屋外運動施設(人工芝グラウンド、多目的グラウンド) | | | 西運動公園 | | 屋外運動施設(人工芝グラウンド、多目的グラウンド、 <u>クレートニスコート</u>) | | | | |
| 備考 ツバキ園にあつては3月1日から4月20日まで、アジサイ園にあつては6月1日から7月20日までの期間において、それぞれ市長が別に定める期間に限り有料公園施設とする。 | | | | | 備考 ツバキ園にあつては3月1日から4月20日まで、アジサイ園にあつては6月1日から7月20日までの期間において、それぞれ市長が別に定める期間に限り有料公園施設とする。 | | | | | | |
| 別表第2の2(第9条の2関係) 西運動公園に係る屋外運動施設使用料 | | | | | 別表第2の2(第9条の2関係) 西運動公園に係る屋外運動施設使用料 | | | | | | |
| 施設区分 | | 利用時間 | 午前(午前9時から午後1時まで) | 午後(午後1時から午後5時まで) | 全日(午前9時から午後5時まで) | 施設区分 | | 利用時間 | 午前(午前9時から午後1時まで) | 午後(午後1時から午後5時まで) | 全日(午前9時から午後5時まで) |
| 人工芝グラウンド | 全面 | | 円 | 円 | 円 | 人工芝グラウンド | 全面 | | 円 | 円 | 円 |
| | | | 15,200 | 15,200 | 30,400 | | | | | 15,200 | 15,200 |
| | 2分の1 | | 7,600 | 7,600 | 15,200 | | 2分の1 | | 7,600 | 7,600 | 15,200 |
| 多目的グラウンド | 全面 | | 1,200 | 1,200 | 2,400 | 多目的グラウンド | 全面 | | 1,200 | 1,200 | 2,400 |
| | | | 600 | 600 | 1,200 | | | | | 600 | 600 |
| | 2分の1 | | 600 | 600 | 1,200 | | クレートニスコート(一面につき) | | 800 | 800 | 1,600 |
| 備考 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の使用料 | | | | | 備考 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の使用料 | | | | | | |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>は、人工芝グラウンドにあっては1時間につき3,800円(2分の1利用の場合は1,900円)、多目的グラウンドにあっては300円(2分の1利用の場合は150円)とする。</p> <p>2 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。</p> <p>3 児童、生徒等が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の半額とする。</p> <p>4 この表の午前及び午後の区分は、1時間を単位とする場合を含む。</p> | <p>は、人工芝グラウンドにあっては1時間につき3,800円(2分の1利用の場合は1,900円)、多目的グラウンドにあっては300円(2分の1利用の場合は150円)、<u>クレートニスコートにあっては1時間につき200円</u>とする。</p> <p>2 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。</p> <p>3 児童、生徒等が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の半額とする。</p> <p>4 この表の午前及び午後の区分は、1時間を単位とする場合を含む。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市都市公園条例の規定によるクレートニスコートの利用の許可の申請、利用の許可その他の行為については、この条例の施行前においても、行うことができる。</p> |

市営住宅管理条例旧新対照表

| 旧 | | 新 | |
|--------------------------------------|-------------|--------------------------------------|-------------|
| 別表(第7条関係) 市営住宅家賃表 | | 別表(第7条関係) 市営住宅家賃表 | |
| 区分 | 家賃月額(1戸につき) | 区分 | 家賃月額(1戸につき) |
| 昭和39年度建設の住宅 | 円 5,800 | 昭和39年度建設の住宅 | 円 5,800 |
| 昭和44年度建設の住宅 | 7,900 | 昭和44年度建設の住宅 | 7,900 |
| 昭和48年度建設の住宅 | 14,700 | 昭和48年度建設の住宅 | 14,700 |
| 昭和49年度建設の住宅 | 16,200 | 昭和49年度建設の住宅 | 16,200 |
| 平成5年度建設の住宅 | 37,800 | | |
| 平成7年度建設の住宅 | 39,700 | | |
| 上欄に定める家賃のうち、浴室を増築したものについては700円を加算する。 | | 上欄に定める家賃のうち、浴室を増築したものについては700円を加算する。 | |
| | | 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。 | |

舞鶴市水道事業給水条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>(個別需給給水契約)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条の規定にかかわらず、<u>個別受給給水契約</u>を締結した者に対する料金は、1月の使用水量に応じ、別表第2の基本料金及び従量料金(基準水量を超える水量に係る1立方メートル当たりの従量料金は、64円)の合計額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1から6まで (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>給水区域</p> <p>桃山町、竜宮町、愛宕上町、愛宕下町、愛宕中町、愛宕浜町、矢之助町、溝尻町、溝尻中町、南浜町、北浜町、浜町、七条中町、森町、森本町、倉梯町、倉梯中町、丸山町、丸山口町、丸山中町、丸山西町、</p> | <p>(個別需給給水契約)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条の規定にかかわらず、<u>個別需給給水契約</u>を締結した者に対する料金は、1月の使用水量に応じ、別表第2の基本料金及び従量料金(基準水量を超える水量に係る1立方メートル当たりの従量料金は、64円)の合計額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1から6まで (略)</p> <p><u>(簡易水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p>7 <u>舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例(平成29年条例第 号)の施行前に、同条例附則第2項の規定による廃止前の舞鶴市簡易水道事業給水条例(平成10年条例第10号。以下この項において「旧簡易水道事業給水条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。ただし、旧簡易水道事業給水条例の規定により課した、又は課すべき料金、分担金、手数料その他の費用の取扱いについては、なお従前の例による。</u></p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>給水区域</p> <p>桃山町、竜宮町、愛宕上町、愛宕下町、愛宕中町、愛宕浜町、矢之助町、溝尻町、溝尻中町、南浜町、北浜町、浜町、七条中町、森町、森本町、倉梯町、倉梯中町、丸山町、丸山口町、丸山中町、丸山西町、</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>行永東町、行永桜通り、金屋町、八反田北町、八反田南町、亀岩町、京月町、京月東町、常新町、田中町、鹿原西町、安岡町、田園町一丁目、田園町二丁目、朝来西町、白屋町、中田町、字南田辺、字北田辺、字円満寺、字竹屋、字職人、字丹波、字本、字平野屋、字魚屋、字東吉原、字西吉原、字新、字寺内、字宮津口、字松陰、字紺屋、字京口、字朝代、字引土新、字堀上、字大内、大内野町、女布北町、高野台、字七日市、京田新町、福来問屋町、昭和台、天台新町、清道新町、清美が丘及び上安東町の区域の全部並びに字北吸、字浜、字市場、字溝尻、字堂奥、字多門院、字森、字行永、字常、字木ノ下、字与保呂、字泉源寺、字田中、字小倉、字鹿原、字安岡、字吉坂、字大波上、字大波下、字朝来中、字白屋、字吉野、字登尾、字岡安、字河辺中、字西屋、字室牛、字河辺由里、字観音寺、字河辺原、字栃尾、字大山、字田井、字成生、字野原、字中田、字赤野、字平、字余部上、字余部下、字長浜、字和田、白浜台、字西、字引土、字上福井、字下福井、字喜多、字大君、字吉田、字青井、字白杉、字高野由里、字女布、字野村寺、字城屋、字京田、字十倉、字万願寺、字公文名、字伊佐津、字境谷、字今田、字堀、字池ノ内下、字布敷、字別所、字上根、字寺田、字白滝、字岸谷、字倉谷、字福来、字天台、字清道、字上安、字上安久、字下安久、字和江、字丸田、字八田、字三日市、字上東、字下東、字中山、字水間、字蒲江、字油江、字東神崎及び字西神崎の区域の一部</p> | <p>行永東町、行永桜通り、金屋町、八反田北町、八反田南町、亀岩町、京月町、京月東町、常新町、田中町、鹿原西町、安岡町、田園町一丁目、田園町二丁目、朝来西町、白屋町、中田町、字南田辺、字北田辺、字円満寺、字竹屋、字職人、字丹波、字本、字平野屋、字魚屋、字東吉原、字西吉原、字新、字寺内、字宮津口、字松陰、字紺屋、字京口、字朝代、字引土新、字堀上、字大内、大内野町、女布北町、高野台、字七日市、京田新町、福来問屋町、昭和台、天台新町、清道新町、清美が丘及び上安東町の区域の全部並びに字北吸、字浜、字市場、字溝尻、字堂奥、字多門院、字森、字行永、字常、字木ノ下、字与保呂、字泉源寺、字田中、字小倉、字鹿原、字安岡、字吉坂、字大波上、字大波下、字朝来中、字白屋、字吉野、字登尾、字岡安、字河辺中、字西屋、字室牛、字河辺由里、字観音寺、字河辺原、字栃尾、字大山、字田井、字成生、字野原、字中田、字赤野、字平、<u>字佐波賀、字千歳、字大丹生、字瀬崎、字三浜、字小橋、字余部上、字余部下、字長浜、字和田、白浜台、字西、字引土、字上福井、字下福井、字喜多、字大君、字吉田、字青井、字白杉、字高野由里、字女布、字野村寺、字城屋、字京田、字十倉、<u>字真倉、</u>字万願寺、字公文名、字伊佐津、字境谷、字今田、字堀、字池ノ内下、字布敷、字別所、字上根、字寺田、字白滝、字岸谷、字倉谷、字福来、字天台、字清道、字上安、字上安久、字下安久、<u>字桑飼上、字桑飼下、字地頭、字大俣、字滝ヶ字呂、字長谷、字上漆原、字下漆原、字下見谷、字河原、字西方寺、字富室、字岡田由里、字久田美、字志高、字大川、字和江、字丸田、字八田、<u>字八戸地、</u>字三日市、字上東、字下東、字中山、字水間、字蒲江、字油江、字東神崎及び字西神崎の区域の一部</u></u></p> |
| | <p>改正附則 この条例は、規則で定める日から施行する。</p> |

舞鶴市特別会計条例旧新対照表(第36号議案関係)

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4)</u> <u>簡易水道事業会計</u> <u>簡易水道事業</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> |

重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>(特別議決を要する特に重要な公の施設の範囲)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる公の施設について、これを廃止し、又は10年を超える期間にわたり独占的な利用をさせる場合は、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 上水道<u>(簡易水道を除く。)</u></p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> | <p>(特別議決を要する特に重要な公の施設の範囲)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる公の施設について、これを廃止し、又は10年を超える期間にわたり独占的な利用をさせる場合は、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 上水道</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> |

舞鶴市公設浄化槽条例旧新対照表

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>(電気料金及び水道料金の負担)</p> <p>第19条 公設浄化槽の使用に係る電気料金及び水道(簡易水道を含む。)料金は、使用者の負担とする。</p> | <p>(電気料金及び水道料金の負担)</p> <p>第19条 公設浄化槽の使用に係る電気料金及び水道料金は、使用者の負担とする。</p> <p>改正附則 この条例は、規則で定める日から施行する。</p> |

廃止する条例

舞鶴市分譲住宅条例

昭和32年7月9日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、舞鶴市の分譲住宅(以下「分譲住宅」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 舞鶴市は分譲住宅を設置する。

(定義)

第3条 分譲住宅とは、一定の期間市営住宅の使用を承諾し、その期間内に所定の家賃を完納した者に対して、その期間の経過後その使用にかかる住宅を無償譲渡するものをいう。

(種類)

第4条 分譲住宅の種類は次のとおりとする。

第1種分譲住宅 木造瓦葺平屋建 建坪 16坪以下

第2種分譲住宅 同 同 14坪以下

第3種分譲住宅 同 同 10坪以下

(委任)

第5条 分譲住宅の管理、処分その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

廃止する条例

| | |
|--|--|
| <p>舞鶴市養護老人ホーム設置条例</p> <p>昭和60年3月30日 条例第5号</p> <p>舞鶴市老人福祉施設設置条例(昭和38年条例第34号)の全部を改正する。</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 老人福祉の向上を図るため、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項の規定に基づき養護老人ホームを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 舞鶴市安岡園 位置 舞鶴市字安岡1076番地の1</p> <p>(その他)</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、別に規則で定める日から施行する。</p> | |
|--|--|

廃止する条例

| | |
|---|---|
| <p>舞鶴市水道事業審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月30日 条例第6号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 水道事業の効率的かつ効果的な運営を図るため、舞鶴市水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次の事項に関し、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の諮問に応じてこれを調査し、及び審議するとともに、その結果を答申するものとする。</p> <p>(1) 水道事業の計画に関すること。</p> <p>(2) 水道事業の経営に関すること。</p> <p>(3) その他水道事業の運営に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 水道の利用者</p> <p>(3) その他管理者が適当と認める者</p> <p>2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置く。</p> <p>2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。</p> | <p>3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p>第7条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(招集の特例)</p> <p>2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。</p> |
|---|---|

廃止する条例

| | | | | | |
|--|-------------|----------|--------------------|---------------------|--|
| 舞鶴市簡易水道事業設置条例 | | | | | |
| | | | | 平成10年3月31日 条例第9号 | |
| (設置) | | | | | |
| 第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、簡易水道事業を設置する。 | | | | | |
| (名称、給水区域等) | | | | | |
| 第2条 簡易水道事業の名称、給水区域、計画給水人口及び計画給水量は、別表のとおりとする。 | | | | | |
| (事務所) | | | | | |
| 第3条 簡易水道事業の主たる事務所を舞鶴市字北吸1044番地に置く。 | | | | | |
| (その他) | | | | | |
| 第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 | | | | | |
| 附 則 | | | | | |
| (施行期日) | | | | | |
| 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。 | | | | | |
| (適用区分) | | | | | |
| 2 この条例の施行の際現に設置されている簡易水道事業は、この条例の規定により設置された簡易水道事業とみなす。 | | | | | |
| 別表(第2条関係) | | | | | |
| 事業名 | 給水区域 | 計画給水人口 | 計画給水量 | | |
| 田井簡易水道 | 舞鶴市字田井地区の一部 | 人 240 | 立方メートル /日 96 | | |
| 成生 " | " 成生 " | 105 | 42 | | |
| 野原 " | " 野原 " | 370 | 230 | | |
| 丸山 " | " 小橋 " | | 650 | 325 | |
| | " 三浜 " | | | | |
| 佐波賀 " | " 佐波賀 " | | 180 | 68 | |
| 大丹生千歳 " | " 大丹生 " | | 290 | 160 | |
| | " 千歳 " | | | | |
| 瀬崎 " | " 瀬崎 " | | 110 | 53 | |
| 真倉 " | " 真倉 " | | 400 | 120 | |
| 上根寺田 " | " 上根 " | | 160 | 48 | |
| | " 寺田 " | | | | |
| 岸谷 " | " 岸谷 " | | 150 | 23.5 | |
| 桑飼 " | " 桑飼上 " | | 410 | 105 | |
| | " 桑飼下 " | | | | |
| 地頭 " | " 地頭 " | | 440 | 235 | |
| | " 大俣 " | | | | |
| | " 滝ヶ宇呂 " | | | | |
| 岡田由里 " | " 岡田由里 " | | 370 | 130.5 | |
| | " 富室 " | | | | |
| 岡田中 " | " 西方寺 " | | 400 | 147 | |
| | " 河原 " | | | | |
| | " 下見谷 " | | | | |
| | " 下漆原 " | | | | |
| | " 上漆原 " | | | | |
| | " 長谷 " | | | | |
| 岡田下 " | " 久田美 " | | 1,200 | 400 | |
| | " 大川 " | | | | |
| | " 志高 " | | | | |
| 八戸地 " | " 八戸地 " | | 150 | 45 | |

廃止する条例

| | |
|---|-------------------------------------|
| <p>舞鶴市簡易水道施設建設改良基金条例</p> <p>昭和40年12月18日 条例第33号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 舞鶴市簡易水道施設の建設改良費等の財源に充てるため、舞鶴市簡易水道施設建設改良基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金は、毎年度予算をもって定める範囲内の額を積み立てるものとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券の保有その他の最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。</p> <p>2 基金は、各簡易水道施設ごとに明確に管理しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、簡易水道事業会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、簡易水道施設の建設改良費及び災害復旧費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>2 前項の処分をするときは、市長は、当該施設の利用者代表と協議するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> | <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> |
|---|-------------------------------------|

廃止する条例

| | |
|--|---|
| <p>舞鶴市簡易水道事業給水条例</p> <p>平成10年3月31日 条例第10号</p> <p>舞鶴市簡易水道条例(昭和34年条例第3号)の全部を改正する。 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水等の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。 (給水区域)</p> <p>第2条 簡易水道事業の給水区域は、舞鶴市簡易水道事業設置条例(平成10年条例第9号)第2条に規定する区域とする。 (使用者代表の届出)</p> <p>第3条 簡易水道の利用者は、簡易水道の利用に関する事項を処理させるため、その属する事業ごとに利用者代表を互選し、市長に届け出なければならない。利用者代表が交代したときもまた同様とする。 (料金の支払義務)</p> <p>第4条 簡易水道の利用者、利用者代表及び管理人は、簡易水道料金(以下「料金」という。)を毎月納付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、給水の廃止若しくは停止又は専用給水装置の一時使用に係る料金は、その都度納付しなければならない。 (料金)</p> <p>第5条 料金は、別表により算出した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。 2 料金は、毎月定例日に水道メーターの検針を行い、検針の日の属する月分として算定する。ただし、市長は、必要と認めるときは、</p> | <p>(分担金の徴収等)</p> <p>第6条 簡易水道施設(飲料水供給施設を含む。)の新設又は拡張に係る事業を施行しようとするときは、その施行により利益を受ける者(第3項において「受益者」という。)から分担金を徴収することができる。 2 分担金の額は、給水装置1件当たり40万円とする。ただし、官公署、事業所その他これらに準ずるもので、使用水量が一般家庭と比較して多いと認められるものに係る分担金の額は、40万円に規則で定める方法により算定した件数を乗じて得た額とする。 3 市長は、分担金を徴収しようとするときは、納期限その他分担金の徴収に関し必要な事項を受益者に通知しなければならない。 4 分担金は、一括して徴収するものとする。 (補助管理人)</p> <p>第7条 市長は、必要があると認めるときは、当該簡易水道事業ごとに補助管理人を置き、施設の維持管理に当たらせることができる。 (準用)</p> <p>第8条 舞鶴市水道事業給水条例(平成10年条例第8号)の規定(第1条、第2条、第22条から第24条まで、第27条及び第38条は除く。)は、簡易水道事業について準用する。この場合において、「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。 (委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前において、改正前の舞鶴市簡易水道条例の規定によってした申込、手続その他の行為は、改正後の舞鶴市簡易</p> |
|--|---|

水道事業給水条例の相当規定によってしたものとみなす。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に伴う必要な経過措置は、別に定める。

別表(第4条関係)

簡易水道料金表

| 用途 | 基本料金(月額) | | 超過料金 |
|---------------------|------------|---|-----------------|
| | 使用水量(月量) | | |
| 家事用 | 10立方メートル以下 | 740円 ただし、使用水量(月量)が8立方メートル以下の場合は、550円 | 1立方メートルにつき 110円 |
| 営業用 | 15立方メートル以下 | 1,360円 | 1立方メートルにつき 150円 |
| 官公署、学校、病院、会社、工場その他用 | 20立方メートル以下 | 2,150円 | 1立方メートルにつき 120円 |
| 臨時用 | | 1立方メートルにつき 230円 | |

備考

- 1 この表に定める用途の適用基準は、次のとおりとする。
- (1) 家事用 一般家庭における日常生活に使用するもの
 - (2) 営業用 主に業務用に使用するもの
 - (3) 官公署、学校、病院、会社、工場その他用 主に官公署、学校、病院、会社、工場、寮など集团的に使用するもの(用途の主体が集团的と認められないもの及び会社、工場のうち営業用に該当するものを除く。)

(4) 臨時用 工事の施行その他臨時に使用するもの

2 前項の用途に規定されていないもの又は適さないものについては、別に市長が定める

廃止する条例

舞鶴市簡易水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

平成25年3月29日
条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)に必要な資格の基準並びに水道技術管理者に必要な資格の基準について定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき簡易水道の布設工事については、舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年条例第27号。以下「水道事業基準条例」という。)第2条の規定を準用する。

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格については、水道事業基準条例第3条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同条第2号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、同条第3号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、同条第4号中「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同条第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同条第6号中「第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上」とあるのは「第1号の規定による卒業をした者にあつては6か月以上」と、「2年以上」とあるのは「1

年以上」と、同条第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同条第8号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格については、水道事業基準条例第4条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「前条」とあるのは「舞鶴市簡易水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年条例第号)第3条において読み替えて準用する前条」と、同条第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同条第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同条第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同条第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。